

《 児童手当 制度改正による手続き要否確認フロー 》

大田市から児童手当（特例給付）を受給していますか？

いいえ

2人以上でお子さんを養育している場合、
所得の高い方の職業は公務員ですか？

はい

勤務先にお問
い合わせくだ
さい

いいえ

高校生年代以下
のお子さんがいますか？

はい

18歳到達後の最初の年度末の翌日
～22歳到達後の最初の年度末※1
までの兄弟等がいて、その子を含
めて3人以上のお子さんがいます
か？

はい

①

いいえ

②

いいえ

手続き不要
(受給対象外)

はい

高校生年代のお子さんがいますか？

いいえ

18歳到達後の最初の年度末の翌日～22歳到達
後の最初の年度末 ※1
までの兄弟等がいて、
その子を含めて3人以上
のお子さんがいますか？

いいえ

③

はい

④

18歳到達後の最初の年度末の翌日～22歳到達
後の最初の年度末 ※1
までの兄弟等がいて、
その子を含めて3人以上
のお子さんがいますか？

はい

④

いいえ

手続き不要

※1 H14.4.2生～H18.4.1生の子（R6現在）

上記のフローに沿って、以下書類を提出してください（※2）

①の方：「認定請求書」と「監護相当・生計費の負担についての確認書」

②の方：「認定請求書」

③の方：「額改定請求書」

④の方：「額改定請求書」と「監護相当・生計費の負担についての確認書」

（※2 受給者の住民登録地が大田市以外にある方は、登録の市町村へお問い合わせください）